

兵庫教育大学言語表現学会会則

第1条 【名 称】

本会は兵庫教育大学言語表現学会と称する。

第2条 【目 的】

本会は、言語表現の研究に従事するとともに、会員相互の連絡と懇親をはかることを目的とする。

第3条 【会 員】

兵庫教育大学の言語系に関係する在学生・修了生・卒業生・教員及び本会の目的に賛同するものをもって会員とする。

なお、本会に名誉会員をおくことができる。名誉会員は、本会に関係する、兵庫教育大学名誉教授、及び兵庫教育大学を停年退官した教員とする。

第4条 【事 業】

本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 定期学会・研究会・講演会等の開催。
2. 学会誌の発行。
3. 総会・懇親会の開催。
4. 会員名簿の作成。
5. その他。

第5条 【役 員】

本会に次の役員をおく。その任期は1年とし、総会で選任する。

1. 会 長 1名。
2. 運営委員 若干名。
3. 編集委員 若干名。
4. 会計監査 1名。

第6条 【会 費】

会費は、年額2,000円（学部生は、半額の1,000円）とする。

但し、会費でまかなえない分は、臨時経費として徴収することがある。

なお、年会費を2年間未納の者は自動的に退会したものとみなす。

第7条 【助成事業】

本会の会員に対し、研究活動を支援するための研究費を助成することができる。この助成に関する細則は別に定める。

第8条 【事 務 局】

本会の事務局は、兵庫教育大学言語系の合同研究室におく。

第9条 【事業年度及び会計年度】

本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

会則の変更は、総会の議を経て行う。

昭和55（1980）年10月8日議案

昭和62（1987）年5月30日修正

平成26（2014）年7月5日修正

平成27（2015）年7月4日修正

令和4（2022）年12月4日修正